

東広島市立中央中学校 P T A 規約（案）**第 1 章 総則**

- 第 1 条 本会は、東広島市立中央中学校 P T A と称する。
- 第 2 条 この会は、学校と家庭が一体となり、会員自らの教養を向上させるとともに、生徒の教育に対する理解と協力をたかめ、環境を整備して教育を振興し、生徒の福祉を増進することを目的とする。
- 第 3 条 この会の会員は、次の通りとする。
- 1 中央中学校に在籍する生徒の保護者
 - 2 中央中学校に在職する教職員
- 第 4 条 この会の事務局は、中央中学校におく。

第 2 章 事業

- 第 5 条 この会は、第 2 条の目的を達するために、次の事業を行う。
- 1 本会の目的達成のための広報事業
 - 2 会員相互の研修を企画し、家庭教育・学校教育の推進向上を図る事業
 - 3 講演会などの開催
 - 4 県 P ・市 P 連の研修協力と参加
 - 5 学年・学級の諸問題の解決を図る事業
 - 6 環境整備（安全・美化・緑化）に努め、生徒の健康安全を図る事業
 - 7 P T A 活動・生徒活動を推進するための資金調達計画の立案
 - 8 生徒の健全育成を図るため、家庭・地域の教育力を高める事業
 - 9 校外指導・交通指導の実施
 - 10 休暇中の生活指導
 - 11 P T A 執行部が必要であると認める事業

第 3 章 役職員

- 第 6 条 この会に、次の役職員をおく。
- 会長 1 名、副会長若干名、監査 2 名、会計 2 名（保護者 1、教職員 1）、校長、書記 2 名（教職員 2）、顧問 1 名
- 第 7 条 会長、副会長、監査委員は 4 月定例総会において、会員中より選任する。書記及び会計・顧問は、会長が委嘱する。
- ※顧問は会長が必要とした場合に、任命することができる。

第 4 章 役職員の任務

- 第 8 条 役職員の任務は、次の通りとする。
- 1 会長は、この会を代表し会務を統括する。
 - 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代理する。
 - 3 監査委員は、会計を監査する。
 - 4 書記は、この会の一切の事務を処理する。
 - 5 会計は、金銭物品の出納管理をする。
- 第 9 条 役員の任期は 1 年とする。ただし再任を妨げない。欠員を補充した場合の任期は前任者の残任期間とする。

第 5 章 総務委員会

- 第 10 条 総務委員会は、会長、副会長、校長、監査、書記、会計、学年窓口をもって構成し、会長の招集により、本会の予算案・決算・事業計画・その他、他校視察、各種研究調査、各種関連機関・団体との連携、重要事項について審議検討し、これが運営にあたる。
- 第 11 条 総務委員会において必要と認めた場合は、特別委員会を開くことができる。
- 第 12 条 総務委員会は、委員の半数以上が出席しなければ成立しない。
- 第 13 条 学年窓口（若干名）は、各学年の保護者の中から選出する。

第6章 総会・例会

第14条 毎年4月に定例総会を開き、次のことを行う。

- 1 前年度の事業・決算の承認
- 2 役員の改選
- 3 新年度の事業計画・予算案の決議
- 4 その他

第15条 総会の決議は、出席者の過半数の同意を必要とする。

第16条 会長は、必要ある時は臨時総会を招集することができる。

第17条 原則として定期的に総務委員会を開き、第10条の任務の遂行をはかるとともに、学校教育と家庭教育の連携を密にするための協議懇談、その他の事業を行う。

第7章 会計

第18条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第19条 この会の経費は、会費と寄付金、各種事業益金、その他の収入をもってあてる。

第20条 会費は、生徒一人につき月額300円とし、学期ごとに一括納入する。

第21条 会員の中で特別の事情がある場合、会長は、その人の会費を減免することができる。

第22条 慶弔規定は、別途定める。

附則

この会の新しい規約の作成、あるいは、この規約を変更または廃止しようとするときは、総会の決議を経なければならない。

この規約は、平成23年4月20日から実施する。

附則（平成28年4月15日）

この規約は、平成28年4月15日から実施する。

この規約は、平成30年4月28日から実施する。

この規約は、令和6年3月11日から実施する。

この規約は、令和7年3月10日から実施する。